



がん・生活習慣病対策課長 就任所感

青森県健康福祉部
がん・生活習慣病対策課

課長 三村 光司
(みむら こうじ)

略 歴

- 平成24年 高齢福祉保険課 介護事業者グループマネージャー
- 平成25年 医療薬務課 地域医療確保グループマネージャー
- 平成27年 高齢福祉保険課 高齢者支援・介護保険グループマネージャー
- 平成29年 上北地方福祉事務所 保護第二課長
- 平成30年 医療薬務課 良医育成支援グループマネージャー
- 平成31年 同 副参事
- 令和2年 高齢福祉保険課 課長代理
- 令和4年 健康福祉政策課 課長代理
- 令和5年 現職

県では、平成25年3月に策定した青森県健康増進計画「健康あおもり21（第2次）」に基づき「今を変えれば！未来は変わる!!」のスローガンのもと、全県的な健康づくり運動を展開しています。

市町村や職域の皆さまの御活躍もあり、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間、いわゆる健康寿命については、平成25年以降、本県の女性が全国の女性を上回っているなど、男女とも着実に延伸しています。

平均寿命についても着実に延伸していますが、全国も同様に伸びていることから、その差が1年から2年程度開いている状況であり、特に、悪性新生物や脳卒

中、心筋梗塞による死亡率が全国平均よりも高い状況が続いています。

そのため、県では生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための生活習慣の改善やがん検診の受診率向上に向けた取組などを進めてきたところであり、加えて本年3月には、がん等の疾患のリスクを高めるとされる喫煙に関連して「青森県受動喫煙防止条例」を施行いたしました。

条例では、受動喫煙による健康影響について理解を深めることや受動喫煙による健康影響が大きい未成年者や妊産婦への配慮等の基本理念のもと、県民の皆さまの健康の保持増進につなげることを目的に、県民や事業者の皆さまが取り組むべきことを定めています。

県では、条例の周知と更なる受動喫煙対策の普及・啓発を図り、県民の皆さまの健康づくりの実践につなげていきたいと考えています。

また、今年度は「健康あおもり21（第2次）」の最終評価年度であり、積み上げてきたデータからこれまでの取組をしっかりと評価し、今後の課題を整理した上で、第3次計画の策定に取り組んでいきます。

健康づくりは一朝一夕には成果が出にくい分野ですが、引き続き市町村・職域の皆さまと連携しながら、保健事業の更なる拡充を目指したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。